

一般財団法人神奈川タクシーセンター 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人神奈川タクシーセンターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

2. この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、神奈川におけるタクシー事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) タクシーの運転者の登録
- (2) タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はタクシー業務適正化特別措置法に違反する行為の防止及び是正を図るための指導
- (3) タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための事業者及び運転者に対する研修
- (4) タクシー事業の利用者からの苦情等の処理
- (5) タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営
- (6) タクシー事業に関する調査及び研究
- (7) タクシーの運転者になろうとする者に対する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験
- (8) タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第 5 条 設立者の名称及び主たる事務所並びに拠出する財産及び価格は以下のとおりとする。

名称 社団法人神奈川県タクシー協会

住所 神奈川県横浜市中区日ノ出町二丁目130番地
財産 金銭
価格 1,000万円

(財産の構成)

第 6 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) タクシー事業の運転者登録に関する手数料
- (3) タクシー事業者の負担金
- (4) 試験の受験手数料
- (5) 講習の受講料
- (6) 寄付金品
- (7) 財産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議された財産

3. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、第24条第2項による評議員会の決議に基づく以外には、基本財産を処分しまたは基本財産から除外できない。

4. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第 8 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第 9 条 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、理事会の決議を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、若しくは翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日迄に、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類及び監査報告は、主たる事務所に5年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとともに、定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金を借用しようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議及び評議員会の同意を得なければならない。

(事業年度)

第 14 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第4章 評議員

(評議員)

第 15 条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を選任することはできない。
 - (1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人

4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営の細目は、理事会において定める。
5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。
10. 評議員は、登録諮問委員又は適正化事業諮問委員を兼ねることができる。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第18条 評議員に対して、1日当たり10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、日当として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更（第3条、第4条及び第16条に関する定款の変更を含む。）
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

(運営)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会においてこれを定める。

第6章 役員等

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
3. 前項で選定された代表理事は、会長とする。
4. 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事を専務理事及び常務理事に選定することができる。
5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、総理事の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事が欠ける場合に、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときには、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 登録諮問委員の選任及び解任

(5) 適正化事業諮問委員の選任及び解任

(6) 会長の作成する事業計画、収支予算等の承認

(7) 会長の作成する事業報告、収支決算等の承認

(8) タクシー事業者の負担金の額及び徴収方法の決定

(9) 諸規程の制定及び改廃

(10) その他重要事項

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき、または監事が請求したとき。

(招集等)

第37条 理事会は、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3. 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催日の5日前までに理事に通知しなければならない。

但し緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

4. 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

3. 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

4. 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載しなければならない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 諮問委員会

(登録諮問委員)

第40条 この法人に単位地域ごとの登録諮問委員6名以上10名以内を置く。

2. 登録諮問委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。

3. 登録諮問委員は、登録諮問委員会において、会長の諮問に応じ登録事務等の実施に関し調査審議し、必要と認める意見を会長に述べることができる。
4. 登録諮問委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
5. 第17条第2項の規定は、登録諮問委員会の場合に準用する。

(構成)

第41条 登録諮問委員会は、単位地域ごとに設置し、登録諮問委員をもって構成し、議長は登録諮問委員の互選とする。

(招集等)

第42条 登録諮問委員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

2. 会長は、登録諮問委員現在数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して、登録諮問委員会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に登録諮問委員会を招集しなければならない。

(諮問事項)

第43条 会長は、次の事項について、あらかじめ登録諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) 登録事務規程の制定及び変更
- (2) 登録事務に係る事業計画及び収支予算
- (3) 登録事務に係る事業報告及び収支決算
- (4) その他登録事務実施上の重要事項

(定足数及び議決)

第44条 登録諮問委員会は、登録諮問委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催し議決することはできない。

2. 登録諮問委員会の議事は、出席登録諮問委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第45条 登録諮問委員会に出席できない登録諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席する登録諮問委員に表決権の行使を委任することができるものとする。この場合、当該出席できない登録諮問委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第46条 登録諮問委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席登録諮問委員1名以上がこれに記名押印するものとする。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 登録諮問委員総数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の概要及び結果

3. 前項の議事録は、事務所に備え置かなければならない。

(適正化事業諮問委員会)

第47条 この法人に適正化事業諮問委員10名以上15名以内を置く。

2. 適正化事業諮問委員会は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシー事業の利用者のうちから、関東運輸局長の認可を受けて会長が委嘱する。

3. 適正化事業諮問委員は、適正化事業諮問委員会において、会長の諮問に応じ適正化業務の実施についての重要事項を調査審議し、必要と認める意見を会長に述べることができる。

4. 適正化事業諮問委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

5. 第17条2項の規定は、適正化事業諮問委員の場合に準用する。

(構成)

第48条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業諮問委員をもって構成し、議長は適正化事業諮問委員の互選とする。

(招集等)

第49条 適正化事業諮問委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2. 会長は、適正化事業諮問委員会現在数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して、適正化事業諮問委員会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に適正化事業諮問委員会を招集しなければならない。

(諮問事項)

第50条 会長は、次の事項について、あらかじめ適正化事業諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) タクシー事業者の負担金の額及び徴収方法
- (2) 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験実施に係る規程の制定および変更
- (3) 適正化業務及び適正化業務以外の業務に係る事業計画及び収支予算並びに資金計画
- (4) 適正化業務及び適正化業務以外の業務に係る事業報告及び収支決算
- (5) 財産の管理方法
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分
- (7) その他適正化事業実施上の重要事項

(規定の準用)

第51条 第44条から第46条の規定は、適正化事業諮問委員会に準用する。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第52条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
3. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても準用する。

(解散)

第54条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 細則及び法令の準拠

(細則)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

平成27年6月23日、第3条、第4条、第6条、第12条、第35条、第40条、第41条、第46条、第47条、第50条につき定款変更。